

## 福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

福井県奨学育英基金管理規則（昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号）

## 改正後（案）

（奨学金の貸付額および給付額）

第二条 修学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分		通学区分	貸付月額
高等学校奨学生	国公立高等学校	自宅通学	一万八千円
		自宅外通学	二万三千円
	私立高等学校	自宅通学	三万円
		自宅外通学	三万五千円
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
		(削る)	(削る)
高等専門学校奨学生	国公立高等専門学校	自宅通学	一万八千円
		自宅外通学	二万三千円
	私立高等専門学校	自宅通学	三万円
		自宅外通学	三万五千円

備考 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。

## 現行

（奨学金の貸付額および給付額）

第二条 修学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分		通学区分	貸付月額	
高等学校奨学生	国公立高等学校	自宅通学	一万八千円	
		自宅外通学	二万三千円	
	私立高等学校	自宅通学	三万円	
		自宅外通学	三万五千円	
大学奨学生	短期大学	国公立大学	自宅通学	四万二千円
			自宅外通学	四万八千円
		私立大学	自宅通学	五万円
			自宅外通学	五万七千円
	学部	国公立大学	自宅通学	四万二千円
			自宅外通学	四万八千円
	私立大学	自宅通学	五万円	
		自宅外通学	六万円	
大学院奨学生	修士課程		八万四千円	
	博士課程		十一万七千円	
高等専門学校奨学生	国公立高等専門学校	自宅通学	一万八千円	
		自宅外通学	二万三千円	
	私立高等専門学校	自宅通学	三万円	
		自宅外通学	三万五千円	

備考

- 二 (削る)
- 三 (削る)

2 通学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分	通学費の月額区分	貸付月額
高等学校奨学生および 高等専門学校奨学生	六千円以上八千円未満	五千円
	八千円以上一万二千円未満	七千円
	一万二千円以上一万六千円未満	一万円
	一万六千円以上二万円未満	一万三千円
	二万円以上	一万六千円

備考 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。

3 福井県きぼう応援奨学金の給付額は、月額一万八千円とする。

4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額三十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内（留学先が外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域（同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。）である場合にあつては、年額二百五十万円以内）で、教育委員会が必要と認めた額とする。

5 教育委員会は、第一項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、修学奨学金の貸付額を別に定めることができる。

- 一 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。
- 二 「大学奨学生」には、専攻科の学生を含み、別科の学生を含まない。
- 三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程および修士課程に相当すると認められる課程を含む。

2 通学奨学金の貸付額は、次の表のとおりとする。

奨学生の区分	通学費の月額区分	貸付月額
高等学校奨学生および 高等専門学校奨学生	六千円以上八千円未満	五千円
	八千円以上一万二千円未満	七千円
	一万二千円以上一万六千円未満	一万円
	一万六千円以上二万円未満	一万三千円
	二万円以上	一万六千円

備考 「高等学校奨学生」には、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部の生徒を含む。

3 福井県きぼう応援奨学金の給付額は、月額一万八千円とする。

4 福井県きぼう応援海外留学奨学金の給付額は、一学年度間の留学については年額三十万円以内、二学年度間の留学については年額三百万円以内（留学先が外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）第二条のアジア大洋州局の所掌に属する国または地域（同令第三十七条第一項の大洋州課の所掌に属するものを除く。）である場合にあつては、年額二百五十万円以内）で、教育委員会が必要と認めた額とする。

(新設)

(出願手続)

第四条 奨学金（福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留学奨学金を除く。）の貸付けを受けようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書（様式第一号または様式第二号。次条において「願書」という。）に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年三月三十一日において現に大学奨学生もしくは大学院奨学生である者または第六条第二項の福井県奨学生予約採用通知書の交付を受けている者（大学に入学しようとする者に限る。）に対する修学奨学金の貸与額については、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正前の福井県奨学育英基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所用の調整をして使用することができる。

(出願手続)

第四条 奨学金（福井県きぼう応援奨学金および福井県きぼう応援海外留学奨学金を除く。）の貸付けを受けようとする者（以下「出願者」という。）は、連帯保証人と連署した福井県奨学生願書（様式第一号、様式第二号または様式第三号。次条において「願書」という。）に、出願者と生計を一にする者の所得に関する証明書その他学資の支弁が困難であることを証する書類を添え、その在学する学校の長に提出して、その推薦を受けなければならない。

